

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



周桑病院で乳幼児健康支援
サービス事業を開始

12月1日(金)から市立周桑病院で、乳幼児健康支援サービス事業を開始します。

この事業は保育所へ通所する児童などが病気にかかり、自宅での療養が必要とされる場合、保護者に代わって担当施設で児童を預かり、子育てと就労の両立を支援するものです。

市内では、村上記念病院の「カンガルーハウス」に続き2例目となります。

■対象の児童

保育所や幼稚園などに通所または小学校第1～3学年に

在学し、次の①～③すべてに該当すると認められた児童、もしくは①～③と同様の状況にあり、事業の利用が必要と認められる児童。

① 通院で治療を行える程度の病状である。

② 集団保育等が困難である。

③ 勤務の都合などで、保護者が家庭で育児を行うことが困難である。

■定員 1日4人

■利用料 1日2000円

※別途、食費代などとして、400円程度が必要です。

■利用時間

○月～金曜日 8時～18時

○土曜日 8時～12時30分

■利用方法

①事前登録

登録用紙を市役所担当課または周桑病院担当施設に提出し、登録をしておきます。

②利用申請

かかりつけの医師に利用連絡書の交付を受け、利用申請書と一緒に、周桑病院担当施設へ提出します。

※登録用紙、利用申請書は市役所担当課、周桑病院担当施設、市内保育所(保育所利用者)で配布します。

※周桑病院担当施設での用紙配布、登録・申請受付は、12月から行います。

■問合せ

○市庁舎別館女性児童福祉課
保育児童係(内線2332)

乳幼児健康支援サービス事業は子育てと就労の両立を支援します!



災害遺児福祉手当

交通事故、労働災害、天災などで生計を維持していた父母などが死亡・障害(障害程度1級)の状態となった児童の福祉を増進するため、その遺児の保護者に対し、県では災害遺児福祉手当を支給しています。

11月は 児童虐待防止推進月間

児童虐待とは

「しつけのつもり」でも暴力は虐待です!

- ・身体的虐待 子どもに傷を負わせたり、生命に危険を及ぼす暴行を加えたりする行為。
- ・性的虐待 子どもにわいせつな行為をしたり、性的暴行を加えたりする行為。
- ・養育放棄 子どもの面倒を見なかったり、育児をせずに放置したりする行為。
- ・心理的虐待 暴言や拒絶的な対応をすることで、子どもを情緒不安定にさせたり、心に傷を負わせたりする行為。

児童虐待の相談・通報先

解決には早期発見・早期対応が不可欠です!

- 市庁舎別館女性児童福祉課、各総合支所福祉課
- 東予児童相談所 TEL0897-43-3000
- 最寄りの民生児童委員・主任児童委員
- ※休日・夜間など緊急時の通報は、市役所(Tel0897-56-5151)または東予児童相談所へご連絡ください。

11月12日～25日

女性に対する暴力をなくす運動

一人で悩まないで、早めの相談を!

- ▼月～金曜日 8時30分～17時
- 愛媛県婦人相談所 TEL089-941-3490
- 市庁舎別館女性児童福祉課 TEL0897-52-1373
- ▼火～金曜日 8時30分～17時30分
- 土・日曜日 8時30分～16時30分
- 愛媛県女性総合センター TEL089-926-1644

相談機関